制 定 平成 28 年 12 月 1 日 健福第 916 号 (局長決裁) 最近改正 令和元年 5 月 1 日 健総第 75 号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(平成28年9月横浜市条例第45号。以下「条例」という。)第6条第3項の規定に基づき、不良な生活環境の原因となっている堆積物のうち一般廃棄物の排出の支援(以下「排出の支援」という。)について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

(対象)

- 第3条 排出の支援の対象は、不良な生活環境のうち、条例第6条第3項に定める、当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるもの又は当該建築物等における生活環境が損なわれ、かつ、その近隣における生活環境が損なわれるおそれがあるものであり、同項中、堆積者が自ら解消することが困難であると認められる場合とは、以下の状態を総合的に判断した上で、排出の支援の対象者とすることが相当と認められるものとする。
 - (1) 堆積物の量が自ら排出できる限度を超えている
 - (2) 家族等の身近な人の協力を得ることが困難である
 - (3) 清掃業者等に排出を依頼できる能力に乏しい状態にある
 - (4) その他の自ら排出することが困難な状態にある

(申請)

第4条 この要綱により排出の支援を受けようとする堆積者は、排出支援申請書・同意書(第1号様式)により、当該建築物等の所在区の区長に申請しなければならない。ただし、堆積者本人による申請が困難な場合は、本人が署名及び押印をした委任状(第2号様式)を併せて提出することで委任を受けた者が代理して行うことができる。

(決定)

- 第5条 区長は、前条による申請がなされたときは、第3条に掲げる要件に適合するかを審査し、 排出の支援をすること又は支援の申請を却下することを決定し、その結果を前条の申請を行っ た堆積者に対し排出支援決定通知書(第3号様式)又は排出支援申請却下通知書(第4号様式) により通知する。
- 2 区長は、前項の規定により、排出の支援を決定した場合は、資源循環局長へ堆積物の排出の 支援の依頼文(第5号様式)を送付する。

(手数料の負担)

第6条 前条により排出の支援の決定を受けた申請者は、条例第6条第5項の規定に基づき、横

浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 44 条及び別表第1の規定に従い、排出の支援により排出された一般廃棄物の処理手数料を負担しなければならない。

(手数料の減免)

第7条 前条の手数料の負担については、横浜市一般廃棄物処理手数料減免要綱(平成2年3月 24日資総第5号)により、減免の適用を受けることができる。

(終了の報告)

第8条 区長は、排出の支援が終了したときは、排出支援終了の報告について(第6号様式)に より資源循環局長に報告する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、排出の支援に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前 の例による。

排出支援申請書・同意書

(申請先)								
O O X	長							
		申	請	日	年		月	日
		申請	青者日	名				
		住	戸	Ť				
		電記	活番号	<u>1</u> .				
処分する □ 排出 □ 期職員等 □ 非出 □ 等 ○ で □ で □ で □ の □ の □ に □ に □ に □ に □ に □ に □ に □ に □ に り □ に り り り り り り り し り り り り り り り り り り り	の点にではのとことには、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	で同となったで同となったで原因となったで運搬を行きでで運搬を行ったででであった手数料を納り	てってうる作ります。	さす。 いる堆積物 こあたり、 こ こ 行 っ た の 発生す	めのうち一 横浜市職 祭に、物品 けることが	員及び委 の紛失や	※託業者、 ・建物・家	関係機
()
対象となる建築物等	住 所	₸		_				<u> </u>
申請事由								
□ 堆積物の	量が自ら排出	出できる限度	を超え	とているた	め			
□ 家族等の	身近な人の協	協力を得るこ	とが団	団難である	ため			
□ 自ら民間	事業者等に抜	非出を依頼で	きない	\状態であ	るため			
□ その他								
減免申請				 有	• 無			

委任状

	代理人	<u>住</u>	所					
		氏	名					
		<u>生年</u>	月日		年	月		日
私は、	上記の者を	を代理	人と定め、	次の権	限を委任しま	す。		
					記入日	年	月	日
	本 人	<u>住</u> _	所					
		氏	名					®
		電話	括番号					
*	〔〕内に委	任事項	頁を記入し	てくだる	۲۷۰°			

※自署の場合は、押印は不要です。

第 号 年 月 日

〒 –

住 所

氏 名

様

排出支援決定通知書

年 月 日付で申請のあった排出の支援について、下記のとおり決定 されましたので、通知します。

1 支援内容

	氏	名	電話番号
対象者	住	所	
対象とな る建築物 等	住	所	〒 −

2 特記事項(支援を行う際の条件等)

 第
 号

 年
 月

 日

 $\overline{}$ -

住 所

氏 名

様

排出支援却下通知書

年 月 日付で申請のあった排出の支援について、下記のとおり却下 されましたので、通知します。

対象者	氏	名			電話番号		
	住	所					
対象とな る建築物 等	住	所	₸	_			
却下理由							

資源循環局長

○○区長

堆積物の排出支援について (依頼)

不良な生活環境の解消のための排出の支援に関する要綱第5条に基づき、次の案件について排 出支援を依頼します。

対象者	氏	名	電話番号
	住	所	
対象とな る建築物 等	住	所	
堆積者による撤去が困 難な事情(概要)			
減免申請			有・無 (減免理由の概要:)
区支援担当			○○課○○係 氏名○○ TEL
その他			細については、区担当と調整をお願いします。
堆積者による撤去が困 難な事情(概要) 減免申請 区支援担当			(減免理由の概要:)○○課○○係 氏名○○TEL(例)実施日、人員配置、役割分担、近隣住民の方への説明など、

資源循環局長

○○区長

排出支援終了の報告について

不良な生活環境の解消のための排出の支援に関する要綱第8条に基づき、次の案件について排 出支援の終了を報告します。

対象者	○年○月○日付○○第○○○号「堆積物の排出支援について(依頼)」により依頼したもの
終了年月日	〇年〇月〇日 終了
担当者	○○課○○係 氏名○○ TEL
備考	